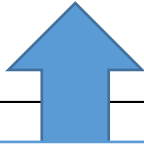
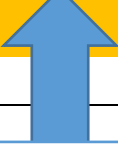


第1号議案

あさぎり町広域協定書及びあさぎり町広域協定運営委員会規則の一部改正の承認について

あさぎり町広域協定書 新旧対照表

旧		新	
<p>平成 27 年 6 月 30 日認定 平成 27 年 10 月 19 日一部改正認定 平成 28 年 3 月 11 日一部改正認定 平成 28 年 10 月 19 日一部改正認定 平成 30 年 4 月 19 日一部改正認定 令和 元年 6 月 26 日一部改正認定 令和 2 年 4 月 24 日一部改正認定 令和 2 年 7 月 2 日一部改正認定</p>	<p>あさぎり町長 尾鷹 一範</p> 	<p>平成 27 年 6 月 30 日認定 平成 27 年 10 月 19 日一部改正認定 平成 28 年 3 月 11 日一部改正認定 平成 28 年 10 月 19 日一部改正認定 平成 30 年 4 月 19 日一部改正認定 令和 元年 6 月 26 日一部改正認定 令和 2 年 4 月 24 日一部改正認定 令和 2 年 7 月 2 日一部改正認定 令和 5 年 月 日一部改正認定</p>	<p>あさぎり町長 北口 俊朗</p> 
<p>※「あさぎり町長」までで留めれば今後変更の必要がないので、そうしても良いか町に確認しましたが、県から良いとは回答されなかったそうです。</p>			
<p>(運営委員会) 第 9 条 2 委員会は、協定に参加する組織・集落及びその他団体の代表をもって構成する。</p>	<p>(運営委員会) 第 9 条 2 委員会は、協定に参加する組織・集落及びその他団体の代表をもって構成する。 ただし、代表に事故がある時には、その者の所属している組織・集落及びその他団体内で、代理人を選出することを認める。(ただし、代表の役職に就く資格を有している者の中から、なるべく代表に等しい立場の役職者を選出すること。)</p>		
<p>現時点で、会長・副会長・会計に事故があった場合の規約はあるが、委員に事故があった場合の規約はありません。エリア内で再選出する方法もあるが、エリア内で順番を決めて1年間交代で委員を回している状況なので、予定通りの組織(集落)が務めることが妥当です。そうできるよう、万が一の時は、組織代表に準ずる立場の者(副代表や会計や書記等の役職者)も委員を務められるよう規約を変更してほしいという要望がありました。 ↓続く</p>			



なお、事故とは、風邪で委員会を休む、程度の場合にも適応させたいと思います。
何故なら、来年度は期の最終年度を迎えるので、運営委員会でも重要な案件が増えてくると予想されるので、なるべく多くの参加をいただき、各地区の意見を反映したいからです。

ちなみに、「代表の役職に就く資格を有している者から選出する」ということは、例えば、土地改良区
枠の委員の代理人を選出される際は、「代表となられている方の役職(理事長、副理事長など)に就く
資格を有する者」から選出する、という風に考えています。土地改良区の規定などの中で、事務局長
や事務員がその資格を有しているなら事務局長や事務員も代理人になれる、ということです。

また、代理人の出席は必須ではなく、代理人となる人がいて出席が可能な場合に、参加を認めるこ
ととしたいです。